



みやぎ税務会計事務所通信

《 2019 年 1 月 》

MIYAGI
TAX & ACCOUNTING
OFFICE

税務の話題

「平成 31 年度 税制改正大綱」が発表されました！

昨年 12 月 14 日に「税制改正大綱」が発表されました。

新聞をはじめとしたメディアでも取り上げられていますので、ご覧になっている方も多いと思います。

「税制改正大綱」とは、増税や減税、新しい税の仕組みなど、翌年度以降の「税制改正の原案」のことです。

まだ“決定”ではありませんが、税制からこれからの動きを考えていきましょう。

消費課税

・自動車税の減税

総排気量	現行	改正案
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円

法人課税

・中堅/中小/小規模事業者の支援

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長。

中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長(所得税についても同様)。

個人所得課税

・住宅借入金等特別控除の特例の創設(消費税額が10%である取得に限る)

資産課税

・個人事業者の事業用資産に係る相続税(贈与税)の納税猶予制度の創設

「税制改正大綱」、実は 124 ページもあります！

身近なものから出会う可能性は低い(と思われる)ものまで様々ありますが、今回は「身近なもの」の中からほんの一部を掲載いたしました。

自動車税の減税は、メディアでも“メイン”として取り上げられていたところですが、総排気量が少ない車ほど減税額が大きいようです。平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けたものから適用されます。事業で車を所有する場合にも影響してきますね。

税制改正については、適用開始時期が決められていますので、そちらも注意する必要があります。この紙面でも、時期にあわせてご案内する予定です。気になる改正は、ぜひお問い合わせください！

※ 裏面に今回の発表にあたっての「基本的考え方」を一部抜粋いたしましたので、あわせてご覧ください。